

京都市生活安全条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年1月8日

京都市長 門川 大作

京都市規則第68号

京都市生活安全条例施行規則の一部を改正する規則

京都市生活安全条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「懇話会」を「審議会」に改め、同条中「京都市生活安全施策懇話会」を「京都市生活安全施策審議会」に、「懇話会」を「審議会」に改める。

第2条中「懇話会」を「審議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局市民生活部くらし安全推進課)